

著作権を考える—著作権の歴史、海賊版について、最近の話題

時 実 象 一 (愛知大学/専門図書館協議会著作権委員会委員長)

1. 著作権制度の始まり

山田奨治氏の「<海賊版>の思想18世紀英国の永久コピーライト闘争」¹⁾によれば、英国ではチャールズ一世の時代、1637年の星室庁布令により、言論統制を目的として、反政府的な本の印刷・販売・輸入を禁止し、書店主組合に登録されている本を、他人が印刷・輸入することを禁止したという。書店主組合は、この検閲の一翼を担うことで海賊版取締りの権限を得た。

その後、時代が変わり、書店主組合の検閲権限が取り上げられると、海賊版の取り締まりの名目として「学問の振興」を主張して請願し、その結果1710年に世界最初の著作権法といわれる「アン法」が定められた(アン女王の治世中に定められたのでそう呼ばれる)。「アン法」では、初めて「著者」の権利を明記し、それを書店(出版者)が一定期間(14年間)独占できるとした。

一方フランスでは、国王による特権認可状が、最初は書籍商に与えられていたが、17世紀になると、次第に著作者にも与えられるようになった、と宮澤溥明氏の「著作権の誕生 フランス著作権史」²⁾では述べている。ルイ十六世の元、1777年の国王顧問会議の「特権認可状に関する裁定」では、出版者は十年間または著者の生存中は排他的な出版特権を有するが、特権を更新するためには書物の1/4以上の増補がなければならず、また著者の死後は独占できない。また著者は自ら出版する特権を持ち、死後はこれを譲渡できる。これによって、出版者の独占は大幅に制限された。これがフランスの著作権法の始まりと見ることができる。

このように、元々は書店(出版者)が出版についてのすべての権利を持っていたこと、次第に著者の権利が認められていったという流れがわかる。その後、わが国における権利制限規定にあるように、利用者の権利も認められるようになってき

た。すなわち、著作権制度は、著作者、製作・流通業者、利用者の三者の利害調整のためのものであるといえる。

なお、著作権制度における大きな異分子「映画」においては、映画製作者が著作者と製作・流通業者を兼ねており(日米とも)、利用者との(極めて不平等な)二者対立となっていることにも注目したい。

2. ベルヌ条約、万国著作権条約、WCT

19世紀になって、欧州では文化が国境を越えて流通するようになった。それぞれの国においては、出版者の権利に代わって著作者の権利が次第に確立するようになった(ただし、書籍の販売数に応じた支払いはまだ行われず、多くは一時払いであったが、少なくとも改版の際には追加の支払いがおこなわれるようになった)。しかし、他国人の著作物は勝手にコピーされたり、勝手に改変されるのが普通であった。たとえばフランスの出版物については、同じ言語を話すベルギーで海賊版が出版された²⁾。

著作権の国際的な保護について尽力したのは、「レ・ミゼラブル」で有名なヴィクトル・ユゴーである。1878年に開かれたパリの万国博覧会において、各国の文学者が集まり、その結果ユゴーを名誉会長とする「国際文芸協会」が設立された。「国際文芸協会」の主導により、1883年にスイスのベルヌで国際会議が開かれた。正式な条約は、1885年の第2回ベルヌ会議で採択された。その要点は、外国人著作者にも自国民と同一の権利を認めること(内国民待遇)、著作権の保護には登録などの手続を必要としないこと(無方式主義)、条約発効以前の著作物にも適用すること(遡及効)、などである。

日本は、1899年にベルヌ条約に加盟したが、米

国が加盟したのはなんと1989年であった。

このように、100年以上前にできた条約の枠組みが、2つの世界大戦を経て現在も有効であるのは、驚くべきことであり、ユゴーらの先見性には驚くほかはない。

「万国著作権条約」は、1952年に、ユネスコの主導で採択された。これは米国(当時、著作権登録が必要な「方式主義」であった)や当時のソ連など、ベルヌ条約に参加していない国を著作権の国際的枠組みに含めるためのものである。これは1977年に改正条約が締結されている。ここでは、著作権マーク「(c)」をつけることにより、無方式主義の国の著作物も方式主義の国で保護されることを定めている。ただし、現在米国を含め「万国著作権条約」加盟国のほとんどがベルヌ条約に加盟しているため、「万国著作権条約」の実質的意味は消滅している³⁾。

「著作権に関する世界知的所有権機関条約」(World Intellectual Property Organization Copyright Treaty : WCT)は、世界知的所有権機構(World Intellectual Property Organization : WIPO)が提唱して1996年に発行した条約である。これは、ベルヌ条約など既存の著作権条約で保護されないものについて定めている。たとえば、「インタラクティブ送信」、「技術的保護手段」などであり、デジタル・コンテンツの保護に重点を置いたものとなっている。日本は2000年に加盟しており、国内法もこれに対応して改正している。

3. 権利制限規定とフェアユース

わが国の著作権法は、著作権者(著作者または著作者より権利の譲渡を受けた、あるいは相続した者)の権利を守る法律である。たとえば複製については、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」(第21条)とされ、他者が複製をおこなう際は、著作権者の許諾が必要となる。

しかし、著作物のすべての使用において著作権者の許諾を得ることにすると、非常に不便なので、わが国の著作権法には「権利制限規定」が定められている。主な権利制限には次のものがあ

る。詳細については「専門図書館と著作権Q&A 2012」⁴⁾の付録1を参照していただきたい。

- ① 私的使用のための複製(第30条)
- ② 図書館等における複製(第31条1項)
- ③ 国立国会図書館における複製(第31条2項)
- ③ 引用(第32条1項)

これら「権利制限規定」により、利用者の便宜が図られているのであるが、現実には多くのグレーゾーンがある。たとえば、企業において、インターネットのページをプリントすることは「私的使用」とは認められず、本来はすべて許諾が必要であるが、いちいち許諾を取っているとは思われない。こうしたグレーゾーンについて、いちいち規定を作成することは煩雑であるばかりでなく、逆に利用を不便にする可能性がある。そこで、著作権者に著しく不利益でない限り、広く使用を認めようというのが「フェアユース」の考え方である。

フェアユースは、もともと米国の著作権制度の仕組みである。2008年12月の知的財産戦略本部会合における報告「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」において、その導入が提言されたが、2010年1月の文化審議会著作権分科会では、かなり限定された「権利制限の一般規定」となり⁵⁾、それが2011年の著作権法改正に反映された。しかし、あまりにも限定的なため、最近ではほとんど話題にもならないありさまである。

4. 著作隣接権について

日本の著作権法には著作隣接権というものがある。これは、著作物を利用者が享受する際に必要となる、実演や流通を担う者が得る権利である。具体的には、音楽や演劇の実演家、音楽におけるレコード製作者、テレビやラジオの放送事業者、などが該当する。

最近話題となっているのは、出版者に対する「隣接権」の付与の要求である⁶⁾。米国などでは、作者は著作権を出版者に譲渡する場合が多い。わが国でも音楽業界では作詞者・作曲家が著作権を

音楽出版者に譲渡することがほとんどである。しかし、日本の出版業界では、著作権はそのまま著者に残し、出版契約によって出版をおこなっている。出版業界は長年、著作権法において「版面権」を認めよと主張してきたが、文化庁における「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」の報告⁷⁾の中で、「出版者への権利付与に関する事項」がまとめられたことをきっかけに、これを「隣接権」として主張し始めたのである。これはいってみれば、出版者が、近代著作権法によって失われた権利を取り戻そうとしているようにも見える。

出版社側は、電子書籍の時代となって海賊版などの権利侵害の恐れが増大しており、出版社が権利を持つことにより、適切に対処できると主張している。しかし、新たな権利創設により、著作物の利用が複雑となることに対する警戒心も強く⁸⁾、また出版社や作家の中でも疑問視する声がある⁹⁾。

5. 海賊版の話

筆者は有機化学出身である。大学にいた頃、研究室では毎週決まった曜日の夕方に有機化学の教科書の輪読がおこなわれた。そこで使われたのは、1000ページにもなる米国の著名な教科書であったが、こうした教科書や専門書は当時(1960年代)、すべて海賊版であった。海賊版の業者は毎週のように研究室に出入りしていた。当時1ドルは360円であり、手数料を加えた書店レートは600円以上であったので、米国で50ドルの本であれば、30,000円ということになる。初任給が2万円の時代であるから、先生といえどもそうは原書を買えるわけがなかった。おそらく、ノーベル賞を受賞した諸先生方でも(若い方以外は)、海賊版のお世話にならなかった方はいらっしやらないのではないかと思う。日本の戦後の研究開発を支えたのは、まさに海賊版だったのである。

筆者はまた、ケミカル・アブストラクツ・サービス(CAS)でアジアの営業を担当していたことがある。1995年ごろは、中国全土で、抄録誌ケミカル・アブストラクツは2部しか購読されてい

なかった。しかし、化学の研究がケミカル・アブストラクツなしではできないとは思えない。そこで「現状を調査してこい」といわれたものである。中国の大学にいてみると、どこの図書館でもケミカル・アブストラクツが立派に製本して飾っている。実はこれらはみな海賊版であった。まさに1960年代の日本そのままであった。

これら学術雑誌の海賊版は、政府系の印刷所で印刷されていたといわれる。しかし、中国が2001年にWTOに加盟することが決まると、国際的な体面上、中国政府はこれらの海賊版印刷所を一斉に閉鎖した。その結果、ケミカル・アブストラクツを含む学術雑誌の正式注文が各出版社に殺到し、学術出版社全体では数十億円の売り上げがあったといわれる。ケミカル・アブストラクツ単独でも数十セットの新規購読があった。海賊版がすでに普及していたため、営業努力はまったく不要であった。そのころようやく中国経済が発展の軌道に乗りつつあるところで、技術者の月給が10万円になろうとしていた。まさに期が熟していたといえるだろう。その後中国の学術情報市場は順調に発展していると聞いている。

こうしたエピソードで思うことは、2つある。

- ①買う金がなければ、正式版は誰も買わない、
- ②海賊版は、正式版のための地ならしをしている面がある、ということである。

ネット時代に入って、海賊版の広がりには桁が違ってきている。しかし、海賊版の主な利用者が、開発途上国であり、青少年であることを見ると、この2つの観察は今でもあてはまるのではない。無論、海賊版の横行を奨励する訳ではないが、「海賊版のために何千億円の損害が」という声を聞くと、本当ですかといいたくなる。CASも別に損をしていた訳ではなく、単にあちらに購買力がなかっただけなのだから。

6. オープンソースとオープンアクセス

大型コンピュータが発展した1970年代、パソコンが家庭に普及した1980年代は、コンピュータのソフトは買うものではなかった。MS DOSや

Windows 3.1、あるいは日本市場を席巻したワープロソフト「一太郎」も、コピー自由であったために急速に普及した。しかしその後、自分のシェアを築きあげると、誰もが著作権を主張し、プロテクトをかけて既得権の守りにまわった。これは企業としては当然なことで、決して非難されることではない。ただ、著作権というものは、エスタブリッシュメントの既得権を守るものだという事実は認識する必要がある。英国における「海賊版裁判」について山田奨治氏が書いた本はその意味で一読の価値がある¹⁾。

現在ネットの開発の多くは、オープンソース(無料のソフトウェアで、誰でもが自由に利用できる)のツールを用いている。たとえばWayback Machineで有名なインターネット・アーカイブのシステムのさまざまな基盤ソフトは、みなオープンソースである。また多くのシステムでは、API(外部のアプリからシステムにアクセスできる仕組み)を公開しており、ボランティアの自由なアプリ開発を奨励して機能の充実を図っている。最近運用を開始した、研究者の同定システムORCIDでも、そこで開発したコードをオープンソース化するほか、APIも公開する予定である¹⁰⁾。ネットの世界では、権利を主張するより、共用することにより、お互いにイノベーションを図ろうという精神が発達している。

また学術文献の場合、そもそも「著作権」という概念が適切であるかどうかという議論がある¹¹⁾。学術文献では、そこで議論されている「学術内容」が重要であり、「表現」を保護する著作権は(少なくとも理工系では)あまり意味がない。加えて、学者は学術論文が読まれることを欲しているのであって、著作権や購読料で囲われて、自分の論文が読まれなくなることは本意ではない。学術論文のオープンアクセスが今話題となっているのは、そのためである。多くのオープンアクセス雑誌では、クリエイティブ・コモンズのライセンスのCC-BY、つまり、出典を明記さえすれば、無許諾で商業的利用や改変を含めて自由に利用可、を採用している。したがって、そこでの著作権は、

日本の著作権法という著作者人格権相当のもののみといえる。

7. 図書館と著作権

日本の著作権法は、さまざまな問題を抱えているとはいえ、権利の制限規定が比較的明確で、その運用も定着している。正しく理解していれば、図書館員にとっては使いやすい。また、著作権者との話し合いの場もいくつか機能している。その中で、図書館の実態にあった複製ガイドラインなどが合意されたり、あるいは障害者のための権利制限規定など、新しい法改正も実現している¹²⁾ことは高く評価できる。

さらに、国立国会図書館等の努力により、同館の蔵書の大規模電子化を可能とする法改正、さらには、電子化データの図書館への配信のための法改正などが実現したことも特筆されるべきだろう。

このように、図書館に関しては、わが国の著作権制度は着実に便利になっていると思われる。ただ一方で、最近の海賊版ダウンロード刑罰化のように、ネット関係では、著作物の利用についての制限が強まっているようである。図書館とは直接関係が薄いとはいえ、注視が必要である。

8. 著作権をどう考えるか

この原稿を書いている今、テレビ・新聞は総選挙報道一色であるが、選挙のひとつの争点はTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加の有無である。あまり知られていないが、TPPでは知的財産権が大きな要素となっている。リークされている情報では、著作権に関して、「保護期間の死後70年への延長」、「著作権法違反の非親告罪化」、「法定賠償金の導入」などが、米国から要求されているとされている。これらは、現行のわが国の著作権制度に大きな変更をもたらすものであり、専門図書館の各位も注意を払っていただければと思う。

2012年11月末には、福井健策弁護士らによって、「TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム」が立ち上がり、ホームページも開設された¹³⁾。「青空文庫」呼び掛け人、富田倫生氏は、

最近(2012年12月)のツイッターで、TPPによる保護期間の延長の可能性について懸念を示している¹⁴⁾。保護期間の延長は、図書などのデジタル・アーカイブをおこなっている図書館にも大きな影響がある。

19世紀中ごろの米国の作家、エドガー・アラン・ポーは、その書いた小説や詩を出版社に売って生活していた¹⁵⁾。売り切りであるから、その小説や詩が後でどんなに売れても、出版社がポーにその分け前を渡すことはなく、ポーは生涯貧乏だった。その時代に比べると、現在の著作権制度は、作家などの著作権者の生活を守っていることは疑いない。

しかし、著作権制度の恩恵の大部分は、個人の作家というよりは、ディズニーなど巨大コンテンツ産業が得ている。その意味では、著作権法は、新たな文化の創造を促すインセンティブというよりは、既得権益を守るための頑丈な盾となっている面がある。

現代社会における、著作権制度のさまざまな問題点を理解するための参考書¹⁶⁻²⁰⁾を紹介しておきたい。これには前述TPPについての福井氏の著書もふくまれている¹⁸⁾。

9. おわりに

著作権の歴史と最近の著作権についての話題を紹介し、また著作権について考えをのべさせていただいた。

なお、専門図書館協議会著作権委員会では、このたび「専門図書館と著作権Q&A 2012」を刊行した⁴⁾。これは「全般」、「著作権の有無」、「複製」、「貸出」、「インターネット」、「その他」の6章に分かれており、図書館員が会うことの多い著作権の問題について解説している。ご活用いただければ幸いです。

(ときざね そういち)

[参考文献]

1) 山田奨治. <海賊版>の思想 18世紀英国の永久コピーライト闘争. みすず書房, 2007, 229p.

- 2) 宮澤溥明. 著作権の誕生 フランス著作権史. 太田出版, 1998, 309p.
- 3) 文化庁編著. 著作権法入門2007. 著作権情報センター. 2007, 134p, 217p.
- 4) 専門図書館協議会. 専門図書館と著作権Q&A 2012. 専門図書館協議会, 2012.
- 5) 時実象一. 著作物のフェアユースまたは公正使用に関する動向. 情報知識学会誌. 2010, 20(1), p. 38-46.
- 6) 出版広報センター. 「[出版物に関する権利(著作権隣接権)]について」. 社団法人 日本書籍出版協会, 2012-7. <http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/1publicity-pamf.pdf>, (2012-12-11 参照).
- 7) 文化庁. 「[電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議] 報告の公表」. 文化庁, 2012-1-10. <http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/kouhyou.html>, (2012-12-11 参照).
- 8) クリエイティブ・コモンズ. 「11月1日実施の「出版社の新しい隣接権を考えるシンポジウム」の議事内容ご報告」. CCJPブログ, 2012-11-13. <http://creativecommons.jp/weblog/2012/11/4754/>, (2012-12-11 参照)
- 9) 赤松健. なぜ出版社は「著作権隣接権」が欲しいのか. 赤松健の連絡帳, 2012-3-16. <http://kenakamatsu.tumblr.com/post/19395239269/rinsetsu>, (2012-12-11 参照)
- 10) “What is ORCID?” ORCID. <http://about.orcid.org/about/what-is-orcid>, (2012-12-11 参照)
- 11) 時実象一. 学術著作権について. 専門図書館. 2009, (236), 36-40.
- 12) 時実象一. 2009年著作権法改正について. 専門図書館. 2010, (240), 46-49.
- 13) TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム. <http://thinktppip.jp/>, (2012-12-11 参照).
- 14) mazzo. “青空文庫とTPP、著作権保護期間について”. togetter, <http://togetter.com/li/>

- 420667,(2012-12-11 参照).
- 15) Ostrom, John Ward. Edgar A. Poe: his income as literary entrepreneur. Poe Studies, June 1982, Vol. XV, No. 1, p.1-7. <http://www.eapoe.org/pstudies/ps1980/p1982101.htm>, (Accessed 2012-12-11)
- 16) 福井健策. 著作権とは何か—文化と創造のゆくえ. 集英社, 2005, 221p.
- 17) 福井健策. 著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」集英社, 2010, 236p.
- 18) 福井健策. 「ネットの自由」vs. 著作権. 光文社, 2012, 216p.
- 19) 野口祐子. デジタル時代の著作権. 筑摩書房, 2010, 286p.
- 20) 山田奨治. 日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか. 人文書院. 2011, 228p.

著作権を考える—著作権の歴史、海賊版について、最近の話題

時実 象一 (愛知大学/専門図書館協議会著作権委員会委員長)

著作権制度は、英国では書店主組合がその権益を守るために作られ、フランスでは、著者が出版者から独占権を獲得するために作られた。著作者の権利は次第に認められるようになったが、これが国際的な枠組みとなったのは、19世紀末に締結されたベルヌ条約である。これに関連する他の国際的枠組みも紹介した。また、日本の著作権法にある権利制限規定の概略とフェアユース、最近話題となっている出版における著作隣接権について解説した。

歴史的に見ると、日本もかつては海賊版を利用していた。中国の学術雑誌の海賊版は、学術雑誌市場を開拓するという意味もあった。最近ネットの世界では、オープンソースが広く使われるようになった。また学術雑誌ではオープンアクセスが話題となっている。このように、イノベーションのためには何でもアクセス制限すればいいとは限らない。

なお、図書館における著作権運用は現在、安定している。しかし、ネットにおいては制限が強まっており、さらにTPPに関連して、著作権の枠組みが変わるのではないかという懸念がある。